

○厚生労働省告示第三百九十一号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第一条の四第一号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年九月三十日から適用する。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

一 労働者派遣を行うに当たり、対象となる派遣労働者のキャリアの形成を念頭に置いて派遣先の業務を選定する旨を明示的に記載した手引を整備していること。

二 その雇用する全ての派遣労働者が利用できる、派遣労働者の職業生活の設計に関する相談窓口を設けていること。

三 前号の相談窓口に、キャリア・コンサルティング（労働者の職業生活の設計に関する相談その他

の援助を行うことをいう。)の知見を有する担当者を配置していること。

四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第十八号。以下「法」という。）第三十条の二第一項に規定する教育訓練の実施計画（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を定めていること。

イ 実施する教育訓練がその雇用する全ての派遣労働者を対象としたものであること。

ロ 実施する教育訓練が有給かつ無償で行われるものであること。

ハ 実施する教育訓練が派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものであること。

ニ 派遣労働者として雇用するに当たり実施する教育訓練が含まれたものであること。

ホ 法第三十条の二第一項に規定する無期雇用派遣労働者に対して実施する教育訓練は、長期的なキャリアの形成を念頭に置いた内容のものであること。